

(10) 故に諭す 勅書の結びの用語。冒頭の「皇帝勅諭」と対応する常套語。

(11) 宝 天子の印のこと。原文書のこの部分（実際は年時の上）に御宝が捺してあったことを示したものだ。

### 1-01-03 洪熙帝即位の詔（二四二五、二、一）

#### 皇帝登位の詔

奉天承運の皇帝、詔して曰く、朕惟うに、上天の民を生ずるや、爰に君主を立て、兆庶を仁育して、咸泰和に底り、華夷を統御して、同じく熙暉に躋す。我が先皇帝、天を奉じ運を撫ち、治化は百王より高く、文徳武功あり、声教は四海を被う。比、辺警あるに縁り、童御に雇めて以て親征し、凱旋するに逮及んで、竟に鼎湖の升逝あり。遺命して神器を眇躬に付予す。顧みて之を哀疚すること方に深く、豈に之を遵承すること遽に忍びんや。宗親、公・侯・駙馬・伯、文武の臣僚、軍民の耆老及び四夷の朝貢の使、闕下に俯伏して、表を奉りて勸進するに、以為えらく、天位は以て久しく虚しくす可からず、生民は以て主無かる可からず。長嫡の統を承くるは国家の常経なり、と。詞を陳ぶること再三にして、瀝懇すること勤切なり。是を用て、遺命に仰遵し輿情に俯徇し、已に去年八月十五日に、祗んで天地・宗廟・社稷に告げて、皇帝の位に即く。祖考の洪祐を奉じ、聖神の永図を仰ぎ、属茲に泣

昨の初、維新の命を宣布し天下に大赦す。今年を紀して洪熙元年と為す。

於戲、君臣は一体にして、人を愛するに必ず寛弘に務め、賞罰は経有りて、国を為むるに必ず明信を彰らかにす。尚わくは文武の賢弼、中外の良臣に頼り、乃の忠貞を據べ、不逮を匡輔せよ。用て鴻業を承けて、国家永遠の基を隆くし、嘉く群黎に恵みて、海宇治平の福を広めん。天下に敷告して、咸く聞知せしむ。

宝

洪熙元年（二四二五）二月初一日

注 (1) 熙暉 熙々はやわらぎ楽しむさま。暉々は心が広くゆつたりしているさま。

(2) 先皇帝 成祖永樂帝を指す。

(3) 声教 天子の徳化。

(4) 辺警 外寇の国境侵害の報。

(5) 童御 竜馭に同じ。天子の乗物。

(6) 鼎湖 黄帝が竜に乗って昇天したと伝えられる地。

(7) 眇躬 微小な身、天子の謙称。

(8) 公・侯・駙馬・伯 公、侯、伯は爵位で、駙馬は宗室の女婿。

(9) 宗廟・社稷 宗廟は祖廟。社稷は土地神と穀物神。

(10) 祖考 先祖。死んだ祖父、父。

(11) 聖神 天子をいう。

(12) 不逮 行きとどかぬ、ふつつか。

(13) 洪熙元年二月初一日 洪熙帝即位の詔は『明実録』永樂二十

二年八月丁巳(十五日)にある。本文書の日付が尚巴志冊封の(一〇一〇五)と同日であるのは、琉球に対しては、即位の詔が尚巴志冊封の時にもたらされたからと考えられる。従って本文書を実録の記載とくらべると、実録の「八月十五日」を「去年八月十五日」として去年を加え、実録の「以明年」を「紀今年」とするなどして、文書のもたらされた時期に合わせて書きかえている。

1-01-04

皇帝の、故国王思紹に対する諭祭文(一四二五、二、一)

祭文<sup>①</sup>

維れ洪熙元年(一四二五)歲次乙巳、二月辛丑朔、皇帝、行人周彝<sup>③</sup>を遣わし、琉球国中山王思紹を諭祭して曰く、惟うに王は聡明賢達にして、海邦を作鎮す。祇んで我が皇考太宗文皇帝に事え、克く忠順を乗り、朝廷を欽戴し恪んで職貢を勤めて終始渝らず。上は以て天道を敬い、下は以て国人を康んず。寔に永く藩屏を崇めて以て榮禄を享くるを望む。而るに使者の来りて、遽に哀を以て告ぐ。遠臣を撫念し、良に深く感悼す。茲に特に使を遣わして諭祭す。王靈昧からず。予の至意を鑑みよ。

再対して之を正す<sup>⑥</sup>

注(1) 祭文 神を祭る時に誦える文。ここでは死者を哀悼するため

のもの。

- (2) 歲次 歲星(木星)のやどり。歲まわり。
- (3) 周彝 (一〇一〇二) 総注参照。
- (4) 太宗文皇帝 永業帝のこと。太宗は当初の廟号で、嘉靖帝の時に成祖と改められた。文皇帝は諡号。
- (5) 職貢 みつぎ。貢賦。
- (6) 再対して之を正す 毛筆により別の書体で書かれており、校訂済を示す書き込み。

1-01-05

皇帝より世子尚巴志へ、国王に封ずる勅諭(一四二五、二、一)

皇帝、琉球国中山王世子尚巴志に勅諭す。

昔、我が皇考太宗文皇帝、恭しく天命を膺け、万方を統御するや、恩施すること一視にして、遠邇は仁に帰す。爾の父琉球国中山王思紹、聡明賢達にして、茂んに忠誠を篤くし、天を敬い上に事えること益々久しくして懈らず。朝貢は常有り、職を愆つ罔し。我が皇考、乃の勤款を嘉し、良に用て褒錫す。

肆に朕、大統を繼承するや、弘く治化を敷き、尤も繼承を重んず。念うに爾の父の告終して、已に再歲を逾ゆ。嗣嫡の賢有るに非ざれば、曷ぞ伝襲の重きを膺けんや。茲に特に内官柴山<sup>④</sup>を遣わし、勅命を齎し、爾世子尚巴志を琉球国中山王と為して、以て其の世を継がしむ。